



修繕箇所

位置図

### 特記仕様書

#### 【修繕概要】

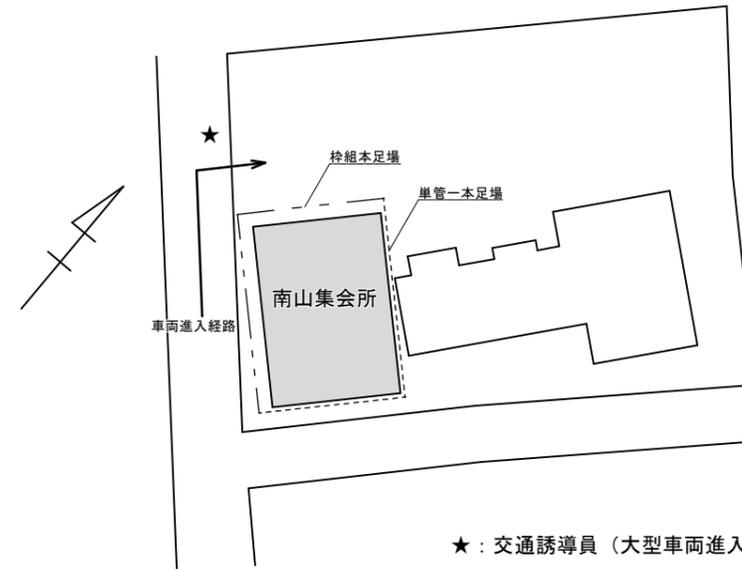
- ・本修繕は、津市南山集会所における、屋根修繕を行うものである。

#### 【適応基準】

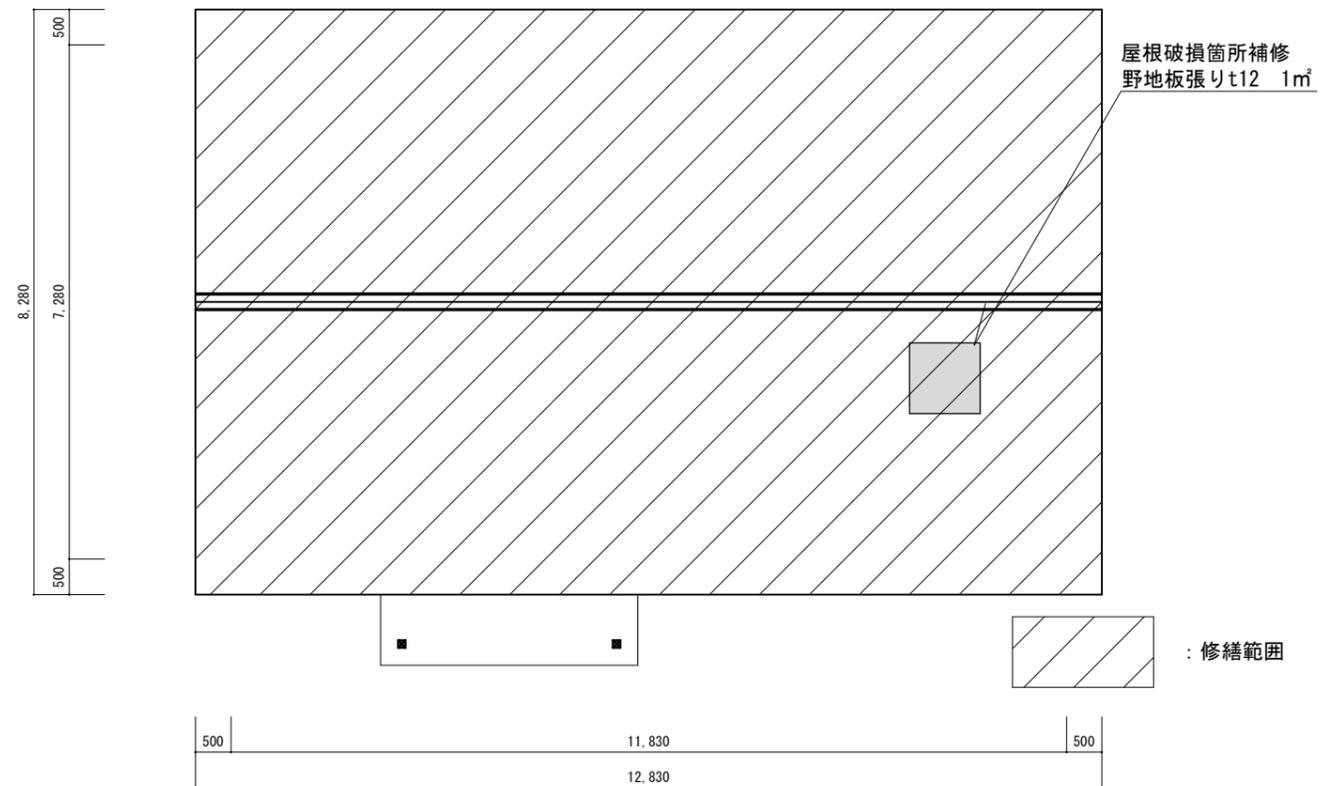
- ・国土交通省大臣官房庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編 令和4年版）
- ・国土交通省大臣官房庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編 令和4年版）
- ・その他関係法令

#### 【施工条件】

- ・作業日時は、事前に市監督員と十分に協議し、指示に従うこと。
- ・作業着手までの期間に調査及び施工計画書等を作成し市監督員の承諾を得ること。
- ・作業着手前調査は、事前に市監督員の承諾を得るものとする。
- ・修繕着手前には、現況状況把握の為に破損箇所等があれば、市監督員の立合いのもと写真に記録しておくこと。
- ・設計図書に明記のない場合でも、機能上及び構造上当然必要と認められるものは本修繕に含む。  
なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。
- ・修繕過程において、既存施設に損害を与えた場合は、請負人の負担において、速やかに復旧すると共に市監督員に報告すること。
- ・近隣に対し騒音・振動・粉塵等を配慮した施工を行うこと。
- ・修繕用車両及び修繕関係車両については、指定された場所（市監督員と協議）に駐車すること。
- ・大型車両通行時には、交通誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分に配慮すること。
- ・受注者は、修繕着手前及び修繕完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を市監督員に提出することとし、また、法令等に基づき、再生資源利用計画を修繕現場の公衆が見えやすい場所に掲げること。  
なお、修繕着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータ入力し、修繕完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。
- ・本修繕により発生する廃材は、産業廃棄物となるため関係法令により適切に処理すること。  
また、修繕着手前に、処分方法を記した施工計画書を市監督員に提出し承諾を得ること。
- ・修繕完了後、速やかに manifests A、B2及びD票を市監督員に提示すること。
- ・修繕用水、電力については施設内既存の設備を無償で利用できる。

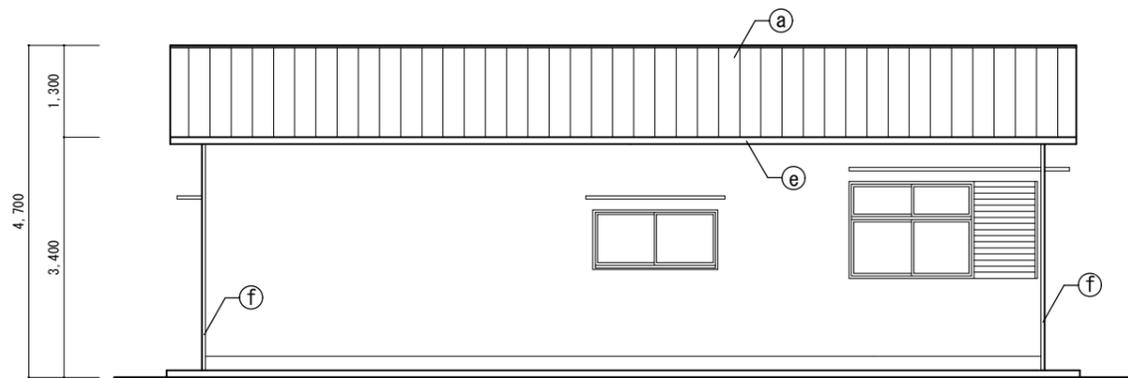


配置図



屋根伏図 1/100

津市南山集会所屋根修繕		縮尺
図面名称	位置図、配置図、屋根伏図、特記仕様書	原図：A3
津市芸濃総合支所地域振興課		No. 1/2



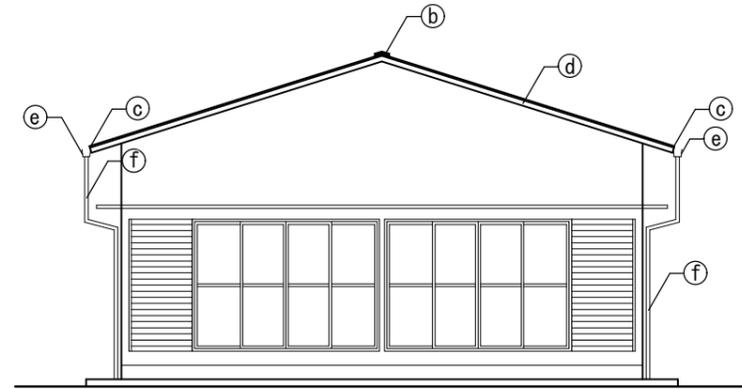
東立面図



北立面図



西立面図



南立面図

立面図 1/100

修繕仕様			
a	屋根	改修前	カラーベスト葺(横葺き)、アスファルトルーフィング 既設のまま 野地板合板t=12 一部破損箇所復旧(1㎡程度)
		改修後	水洗いの上、立平葺きカラーガルバリウム鋼板 t=0.35mm新設(カバー工法) 粘着層改質アスファルトルーフィング張り エプロン面戸(カラーガルバリウム鋼板)、ケミカル面戸共
b	棟包み	改修前	カラーガルバリウム鋼板(貫下地18×90) 既設のまま
		改修後	カラーガルバリウム鋼板 t=0.35mm 糸幅350mm 新設(貫下地18×90共)
c	軒先唐草	—	軒先唐草(サンパナ面戸共) カラーガルバリウム鋼板 t=0.35mm新設
d	ケラバ包み	—	ケラバ包みカラーガルバリウム鋼板 t=0.35mm新設
e	軒樋	改修前	塩ビ製丸樋(受け金物共)及び集水器 撤去
		改修後	塩ビ製角樋W120(受け金物共)及び塩ビ製集水器角型120 新設
f	軒樋	改修前	塩ビ製縦樋(つかみ金物共) 撤去
		改修後	カラーVPφ50(つかみ金物共) 新設



改修前

改修後

棟詳細図 1/10

津市南山集会所屋根修繕		縮尺
図面名称	立面図、詳細図	原図：A3
津市芸濃総合支所地域振興課		No. 2/2